

◎事業所ごみの取扱いについて(薩摩川内市環境課)

事業者の責務



廃棄物に関する法律は？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(略称:廃棄物処理法)

廃棄物処理法は…

廃棄物の
排出を抑制し

廃棄物を
適正に処理し

生活環境を
清潔に

するためにあります。

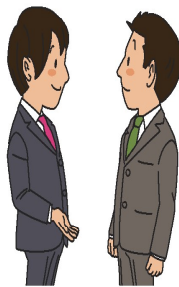
事業者は

廃棄物の再生
利用と減量

処理基準に
従い自ら処理

委託基準(裏面)に
従い処理を委託

する義務があり、



製造、販売の際に適正
処理しやすい工夫を

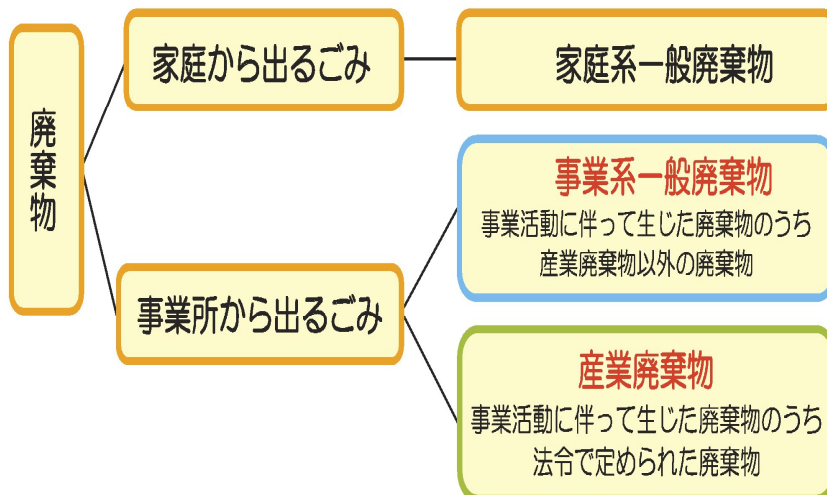
国や自治体の
施策に協力を

しなければなりません。

廃棄物管理責任者を選任して取り組みましょう!

廃棄物の区分

「廃棄物」とは、不要になった物で、かつ、その物が他人に対し有償で売却できなくなった物をいい、廃棄物処理法では、大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されています。



事業所から出るごみって？

事業活動は、法人・個人、営利・非営利の別や、事業規模の大小、業種に関わらず、会社、工場、病院、店舗兼住宅の店舗部分や福祉・宗教法人、公共サービスである学校・官公署などの事業全てが該当します。

量の多少に関係なく、**家庭から出るごみ以外のごみ**が事業所から出るごみです。

事業系一般廃棄物の処理方法

方法1 許可業者に収集運搬を委託する

許可を受けていない業者にはごみの収集運搬を委託することはできません。

ごみの収集運搬を委託する場合は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者と契約してください。

これに違反した場合は5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。



「薩摩川内市一般廃棄物処理許可業者」で検索

POINT!

許可業者と契約をする場合は、事前にごみの排出量等を把握しておくことと契約がスムーズです。

方法2 自分で施設へ持ち込む

川内クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設です。

産業廃棄物は、川内クリーンセンターでの処理はできませんので産業廃棄物処理業者に委託してください。

事業所ごみはごみ収集所には出せません！！

事業所から出るごみは、ごみの量や種類に関係なく、ごみ収集所には出すことはできません。

(自治会等のごみ収集所に出すと不法投棄として罰せられる可能性があります。)

